

2019.07.01

PLレポート(製品安全) <2019 No.4>

■「PLレポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行し、製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス

○経済産業省が「高齢化社会における製品安全に関する課題調査報告」を公表 (2019年5月17日 経済産業省)

経済産業省は、5月17日「高齢化社会における製品安全に関する課題調査報告」を公表しました。

本調査は、高齢者世帯特有の製品事故や高齢者の製品安全に関する現状認識等を分析し、中長期的な製品安全施策の検討の基礎的な資料とすることを目的に行われたものです。「高齢者世帯特有の製品事故につながる消費行動や意識」「高齢者の製品安全に関する生活環境(相談先やリコール情報媒体)」等について、高齢者と中・壮年者の差異を分析しています。

この調査結果を踏まえ、関係業界に向けて以下3点の提言がなされています。

- ガス・石油機器や家電製品(14製品※)のメーカー各社は、高齢者にとってより安全性の高い製品の開発に注力し、高齢者が受け入れやすく、機能がシンプルで使いやすい製品の選択肢を積極的に提供していく。
- 長期使用による経年劣化事故リスクについて、関係業界が明確かつ具体的に注意喚起していく。
- 新しい製品への買い替えだけでなく、レンタル品の利用等、安価かつ容易に高齢者が代替品を調達できるようにすると同時に、販売店等で古い製品の回収を行う。

本調査を踏まえると、事業者としては、高齢者が製品を長期使用する理由や背景を適切に理解した上で、対策を検討する必要があります。すでに一定の使用時間到来時に点検を促す機能を搭載した製品も製造されていますが、高齢者はその機能が起動しても気づかない場合もあります。超高齢化社会を迎える状況にあっては、製品寿命到来以降に事故被害が発生しないよう、設計面でのリスク低減を図る本質安全設計を追求していくことがさらに重要になるものといえます。

※ガス・石油機器や家電製品(14製品)

扇風機、ガス給湯器/ガス風呂釜、温・洗浄便座、冷蔵庫、照明器具、エアコン、石油ストーブ/石油ファンヒーター、テレビ、電子レンジ/オープンレンジ、ガスコンロ、電気ストーブ、空気清浄機/加湿器/除湿器、洗濯機、掃除機

出所：経済産業省プレスリリース

高齢化社会における製品安全に関する課題調査報告を取りまとめました

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190517003/20190517003.html>

○生活支援ロボット等を用いたサービスの安全規格が制定

(2019年5月20日、経済産業省、産業技術総合研究所)

経済産業省と産業技術総合研究所（以下、産総研）は5月20日、ロボット^{※1}を用いて各種サービス^{※2}を提供する事業運営者^{※3}が、ロボットを安全に運用するための要求事項をとりまとめ、JIS Y 1001（サービスロボットを活用したロボットサービスの安全マネジメントシステムに関する要求事項）として制定したと発表しました。本規格は、産業標準化法（新 JIS 法）におけるサービス規格の第一号になります^{※4}。

少子高齢化による労働力不足等を背景として、案内ロボットや介護ロボット、アシストロボット等の生活支援ロボット等を用いた様々なサービスが実用化されつつあります。こうしたサービスに用いられるロボットについては、その安全性を確保するために、ロボットの製造者に対する国際安全規格である ISO13482（生活支援ロボットの安全要求事項）が制定されています。

しかし、こうしたロボットの場合、一般人が使用したり、サービスに直接関係の無い第三者が近くにいる環境で使われたりするため、ロボット自体は ISO13482 に適合しリスクが許容レベルまで低減されていたとしても、その運用を誤れば危険な状況が起こることが考えられます。そこで、ロボットを運用してサービスを提供する事業運営者に対して、直接の受益者や周囲の第三者の安全を確保するために実施すべき安全管理やマネジメントに関する要求事項を体系化、標準化すべく、本規格が制定されました。

本規格では、事業運営者に対して、リスクアセスメントを行って個々のサービス特有の安全上の課題を明らかにし、ロボット運用時のリスクを低減することを要求しています。また、サービスの多様な受益者とのコミュニケーションや、受益者とは無関係な第三者への配慮、緊急事態への準備や対応等を求めるとともに、ISO9001 等と同様に、マネジメントシステムを確立することや、トップマネジメントの参画、関係者の力量の明確化や教育・訓練等、安全管理活動の継続的な実施と改善を求めています。

さらに、本規格ではやや踏み込んだ事項まで要求していることに留意が必要です。本規格が対象とする事業運営者は、必ずしもロボットの製造事業者ではなく、ロボットに対する科学的・技術的知見を十分に有しているわけではありません。このため、事業運営者がロボットを選択する際には、専門家によって安全規格への適合が確認されているロボットを選定する、あるいは改めて専門家の意見を聞くことを推奨としています。

また、ロボットの製造事業者から見れば、当該ロボットによるサービス提供が想定される様々な場面、利用方法、利用者等のすべてを予測してロボットのリスクアセスメントを実施していくことは困難と考えられます。そこで、ロボットサービスの事業運営者が、運用を通じて得られた安全に関わる各種情報のフィードバックをロボット製造事業者に行うことを求めており、サービスの事業運営者がより積極的に安全に関与することを要求しています。

本規格への対応は義務化されたものではありませんが、ロボットサービスを提供する事業運営者は本規格の意図を理解し、ロボットの製造事業者との密な連携により、安全なサービスを提供していくことが望まれます。

※1 JIS Y 1001 では、「サービスロボット」という用語を用いていますが、ここでは類似した単語の使用を避けるため、単にロボットと記載しました。

※2 JIS Y 1001 では「ロボットサービス」としています。

※3 JIS Y 1001 では「ロボットサービスプロバイダ」としています。

※4 JIS 法改正については、下記 URL を参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/JISho.html>

出所：経済産業省のプレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190520003/20190520003.html>

製品安全に関するコラム

○ネット取引を介して流入する並行輸入品：リコール実施時の課題

相次ぐ死亡事故によって米国でリコールが実施された「揺りかご型乳幼児用ベッド」について、経済産業省および消費者庁は今年4月に使用中止の呼びかけを行いました※。経済産業省のニュースリリースによりますと、この乳幼児用ベッドは全世界で470万台が販売されており、寝返りをした場合等の事故で30人以上の乳幼児が窒息により死亡しています。日本国内において当該製品は国内直営店や正規代理店による販売は行われていないものの、インターネットモールにおいて、出品・販売されていたことが経済産業省によって確認されており、いわゆる並行輸入品が国内で流通している可能性があります。

昨今の電子商取引の急速な普及により、消費者はインターネットモールなどを通じて、国内に限らず海外からも様々な製品を気軽に購入できるようになりました。今回のケースのように、危険性を有する製品が並行輸入品という形で国内市場に流通するケースは今後増加すると想定されます。これに伴って、並行輸入業者がリコール対応を求められる場面も出てくるでしょう。

並行輸入業者の対応が問題となった例として、2009年に起きた海外メーカー製のベビーカーのリコール事例を挙げることができます。このベビーカーはヒンジ部分での指の挟みこみ事故が多発したため、国内外でリコールの対象となりました。日本においては総輸入元および総代理店であった業者が、自らが取り扱った約17万台の正規品について、ヒンジ部分の安全対策カバーをメーカーより入手し、顧客に無償配布するという対応を行いました。

一方、当該製品は並行輸入の形でも数万台が国内に流通していました。並行輸入業者の中にはメーカー純正の安全対策カバーの入手に時間を要した結果、その調達を断念して独自の対策部品を配布した業者や、突然連絡がつかなくなる業者も出るなど、顧客への対応の差が生じました。

正規品であれ、並行輸入品であれ、輸入品についてのリコールの実施主体は輸入事業者です（消費生活用製品安全法38条1項）。これは、輸入事業者は国内に製品を流通させた責任があり、製品の欠陥や不具合による損害の発生・拡大の防止が輸入事業者の役割として求められるためです。

並行輸入業者もこうした責任・役割を認識した上で、自らを取り扱う製品に関する国内外の事故情報等を収集し、適時適切なリコールの判断及びリコールの実施が肝要となります。そのためにも、リコールが必要になった場合に備え、対応マニュアルの策定や、リコール実施のための金銭的手当を講じておくことが望まれます。

※経済産業省のニュースリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190415003/20190415003.html>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & ADインターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2019